

国民健康保険からのお知らせ

問い合わせ 国民健康保険グループ
(☎ 1771)

70歳以上の加入者に『高齢受給者証』を送付します

70歳から74歳までの国民健康保険加入者に交付している高齢受給者証の有効期限は7月31日(日)です。

新しい高齢受給者証は、7月下旬に郵送しますので、そちらをご利用ください。

また、新たに70歳になる方には、誕生日の翌月(誕生日が1日の方は当月)の1日から使用できる受給者証を該当する月の前月の下旬までに郵送します。

※新しい受給者証の有効期限は平成24年7月31日(現在74歳の方は誕生日の前日)です。

▶70歳以上の方の自己負担割合

	平成24年 3月31日まで	平成24年 4月1日から
現役並み 所得者	3割	
それ以外 の方	1割※	2割

※平成24年3月31日まで負担割合は1割に据え置きます。

限度額認定証(標準負担額減額認定証)の有効期限は7月31日(日)です

限度額認定証は入院時の医療費や食事代などの自己負担額が高額になる場合、あらかじめ申請をして、交付された限度額認定証を医療機関の窓口に表示することで、窓口での負担額を限度額までとすることができます。

8月1日以降に継続して入院する方やその予定のある方など限度額認定証が必要な方は、8月2日以降、国民健康保険グループや各支所で手続きをしてください。

限度額認定証は手続きをした月の1日から有効です。

もしも、手続きが入院の翌月になると、医療機関窓口での負担は軽減されませんのでお気を付けください。

※この場合、国民健康保険グループで高額療養費の手続きが必要です。

■**交付できる方** 70歳未満の加入者または70~74歳の住民税非課税世帯の加入者

■**手続きに必要なもの** 保険証、印鑑(朱肉を使うもの)
※国民健康保険税の納付状況などによっては、交付できないことがあります。

※支所で手続きをした場合は、後日郵送となります。

※詳しくはお問い合わせください。

介護保険料のお知らせ

問い合わせ 高齢・介護グループ
(☎ 5720)

65歳以上の方に納めていただく平成23年度の介護保険料は、本人の前年の収入や世帯の課税状況などにより算定し、登別市では次のとおりとなります。なお、決定した保険料は7月中旬に通知予定です。

保険料段階	対象となる方	保険料(年額)
第1段階	世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金を受給している方または生活保護受給者	19,800円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の公的年金等収入額と合計所得金額の合算額が80万円以下の方	19,800円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、第2段階に該当しない方	29,700円
第4段階	本人が市民税非課税で、世帯の中に市民税課税者がいる方	39,600円
	第4段階のうち、前年の公的年金等収入額と合計所得金額の合算額が80万円以下の方	32,800円
第5段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満の方	42,700円
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の方	49,500円
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上の方	59,400円

※介護保険料は3年ごとに見直しを行っており、平成21~23年度の介護保険料は、表のとおりとなります。なお、国から交付された『介護従事者処遇改善臨時特例交付金』を活用し、介護報酬改定による保険料への影響を軽減しています。

※公的年金などから保険料を納めている方は、4月から納付が始まっていますが、保険料の本算定に伴い、10月以降の保険料で調整を行う予定です。